

国民健康保険税の税率改定のお知らせ

平成26年度から国民健康保険税の税率が改定されます。

◆ 国民健康保険（国保）について

国民健康保険は、病気やケガをしたときに安心して医療が受けられるように被保険者（加入者）が保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

◆ 国保財政の現状

国民健康保険制度は、被保険者の皆様に納めていただく保険税と国・県・町などが負担する公費等で運営されています。

被保険者の減少と一次産業を始めとする地場産業の不振による景気の低迷は国保税額の減少を招いており、平成20年度には1億5,233万円であったものが、平成25年度には1億2,809万円（26年3月末現在）と2,424万円減少し、率では約16%減少しています。

一方、国民健康保険が負担する被保険者一人当たりの医療費は、平成20年度には38万1,000円であったものが、平成25年度の見込では43万1,000円となっており、今後も医療費の増加傾向が引き続き見込まれております。

こうした現状の中、平成25年度には、一般家庭の預金にあたります財政調整基金も全額取り崩すなど、牟岐町の国民健康保険の財政運営は極めて厳しいものとなっています。

◆ 税率改定の背景について

このような状況により、平成26年度から税率を改定（一世帯当たり平均5.3%の増額）することになりました。このたびの税率改定により被保険者（加入者）の皆様には多大なご負担をおかけすることになりますが、今後とも安心して医療を受けられるよう国民健康保険制度の運営に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆ 改定後の税率等について

平成26年度からの税率は、以下のとおりです。

区 分		医 療 分	後期高齢者支援分	介 護 納 付 金 分
所 得 割	現 行	8.00%	2.20%	2.40%
	改定後	現行のとおり		
固 定 資 産 割	現 行	50.00%	13.00%	—
	改定後	現行のとおり		
均 等 割	現 行	23,000円	6,500円	9,000円
	改定後	26,000円	7,500円	10,000円
平 等 割	現 行	22,000円	5,500円	—
	改定後	25,000円	6,500円	—
課税限度額	現 行	510,000円	140,000円	120,000円
	改定後	現行のとおり		

お問い合わせは、牟岐町税務会計課（電話：72-3410）まで

平成26年度から個人住民税(町県民税)の均等割額が引き上げになります

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、平成26年度から全国的に個人住民税（町県民税）の均等割の税率が引き上げられます。引き上げ分の税収は防災、減災等のための事業の経費に充てられます。

- ・実施期間 平成26年度～平成35年度（10年間）
- ・引上げ額 年額1,000円（町民税500円+県民税500円）

皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。
牟岐町役場 税務会計課 72-3410